

小城市長から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和7年11月28日

佐賀県知事 山口祥義

1 都市計画の種類及び名称

小城都市計画ごみ焼却場 天山地区共同塵芥処理場

2 縦覧場所

佐賀県県土整備部まちづくり課